

福山市立地適正化計画に係る部分改定及び計画図等作成業務委託
設計図書質問回答書

2021年（令和3年）8月3日
福山市建設局都市部都市計画課

番号	質問事項	回 答
1	特記仕様書には「庁内検討委員会等の意見を踏まえたうえで、防災指針を作成する。」と記載されていますが、庁内検討委員会運営に係る対応（会議事前のレクチャー、会議への出席、会議資料作成、会議録の作成）は業務対象外と考えてよろしいでしょうか？	庁内検討委員会運営に係る対応は業務対象外となります。
2	地権者説明会の回数（資料作成の対応）は何回を想定されていますでしょうか。また、当日の会議対応（参加、質疑対応、議事録作成等）は業務対象外と考えて良いでしょうか。	地権者説明会の回数は1回を想定しています。また、当日の会議対応は業務対象外となります。
3	<関係機関協議資料の作成>について、建物用途実態分布図、駐車場実態分布図、容積率利用実態分布図等に必要なデータは、過年度業務等で作成済みのものを使用すると考えて良いでしょうか。なお、新たに作成が必要な場合、必要となる調査等の内容を示していただくことは可能でしょうか。	建物用途実態分布図、駐車場実態分布図、容積率利用実態分布図等に必要データは、過年度業務等で作成済みのものを使用するものです。
4	過年度報告書(電子データ等)閲覧は可能でしょうか。	意思形成過程の内容が含まれるため、電子データによる公開はできませんが、都市計画課窓口において一部制限した上で閲覧可能です。